

■日本透析医会が患者むけ災害対策パンフ作成



首都圏直下地震や南海トラフ巨大地震などの災害が想定される中、日本透析医会は、透析医療の災害時診療体制をより高いレベルで整備するための研究事業（3年計画）を実施し、3月、その報告書をホームページに公開しました。

当事業では複数の実態調査が行われており、東京や兵庫など一部の加盟組織患者会も協力しています。ホームページでは各種提言や作成された啓発資料をみることができます。とりわけ患者向けに作成されたパンフレット「透析患者の災害対策～災害時にすべきこと、起こる前の備え～」は、具体的にどのような時に何をすればよいのか、わかりやすく読みやすい内容になっています（左参照）。患者会の勉強会などでも活用できる内容になっているので、透析施設のスタッフへ相談されたり、インターネット環境が整っている方はご自身でも是非一度ご覧になってみてください。



日本透析医会「透析患者の災害対策～災害時にすべきこと、起こる前の備え～」

■厚生労働省の健康行政から

厚生労働省では、1月から2月にかけて、都道府県等の担当者を対象に新年度事業など各分野の重点取組等について説明を行っています。今回は、健康行政などを担う「全国健康関係主管課長会議資料」から、次の情報をお届けします。

▽ 災害時における人工透析医療体制の確保に言及

地震や台風等の大規模災害が頻発している近年の状況から、今会議では災害時における人工透析の情報収集体制についての言及がありました。

厚生労働省は、災害対策基本法に基づき本省防災業務計画を策定しています。その中で、人工透析の供給体制を確保するための窓口担当者の設置など、必要な事項が定められており、都道府県等の担当者へ対し、改めてこれらについて触れ、災害時の人工透析医療体制の確保をお願いしました。

▽ 慢性腎臓病の啓発では患者会と適宜連携を

厚生労働省では、慢性腎臓病（以下CKD）に関する正しい知識の普及啓発等を目的に、地域における講演会等の開催に対し補助事業を行っています（慢性腎臓病特別対策事業）。

今会議では、患者等を対象とする一般向け講演会の実施にあたり、全腎協各都道府県組織においてもCKD対策に積極的に関与していることから、適宜連携し対策に当たってほしいとの説明がされました。なお当事業は、2009年（平成21年）度から行われているもので、2023年度予算額は前年度から増額されています。

(参考 <https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001066225.pdf>)

■2023 年度年金額増額も 引き上げ率抑えられ実質目減り

2023 年度の年金額が物価等の影響により、3年ぶりに引き上げられます。しかし、その伸び率は、物価や賃金の上昇率よりも低く抑えられていることから、実質的には目減りすることになります。引き上げ率は、新たに年金をもらいはじめる67歳以下の人（昭和31年4月2日以後生まれ）は、前年度から2.2%、すでに受給を開始している68歳以上の人（昭和31年4月1日以前生まれ）は前年度から1.9%です。これらの引き上げは4月分から実施され、6月支給から金額が引き上がります。

2023 年度の年金額等

国民年金（基礎年金）		月額
老齢基礎	6万6,250円（+1,434円）	67歳以下の新規裁定者
	6万6,050円（+1,234円）	68歳以上の既裁定者
障害基礎（2級）	6万6,250円（+1,434円）	
障害基礎（1級）	2級の1.25倍	
国民年金保険料 月額 1万6,520円（-70円）		
年金生活者支給金		月額
老齢年金生活者支給給付金	5,140円*（+120円）	
	2級	5,140円（+120円）
障害年金生活者支給給付金	1級	6,425円（+150円）
	*基準額であり保険料納付滞り期間等に応じて算出	
特別障害給付金		月額
2級	4万2,920円（+1,080円）	
1級	5万3,650円（+1,350円）	